

市民・企業とともに進めるまちづくりの指針

「横浜市都市計画マスタープラン」を改定します！

横浜市では、2040 年を目標年次とした新たな都市の将来像を示すため、市民の皆様からのご意見を踏まえ、「横浜市都市計画マスタープラン(全市プラン)(以下、都市マス)※1」・「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等(以下、整開保等)※2」の改定を行うとともに、「第8回線引き※3 全市見直し」を行いました。

これにより、横浜が率先して脱炭素社会を実現し、各地域の魅力を高め、子育て世代をはじめあらゆる世代が暮らしやすいまちを目指す新たな取組がスタートします。

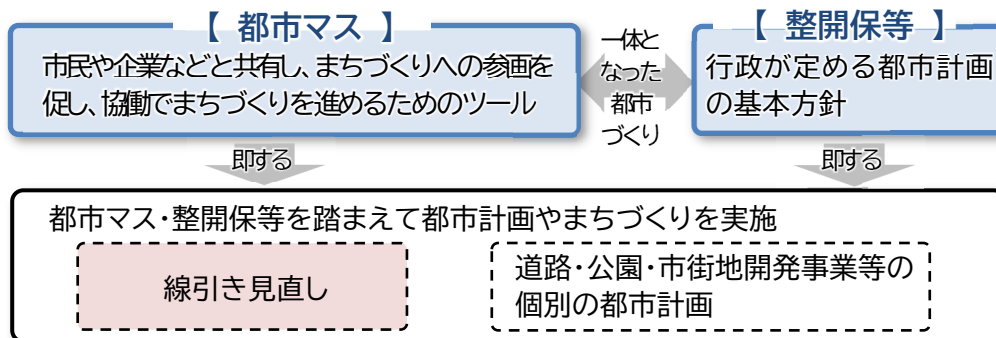
※1 市町村の都市計画に関する基本的な方針

※2 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「都市再開発の方針」、「住宅市街地の開発整備の方針」及び「防災街区整備方針」の4つの方針

※3 市街化区域と市街化調整区域の区域区分のこと

－ 都市マス・整開保等と線引き見直しの関係 －

「都市マス」は、市民や企業などのまちづくりへの意欲的な参画を促し、協働でまちづくりを進めるためのツール、「整開保等」は、行政が定める都市計画の基本方針とすることで、相互に連携し、一体となって都市づくりを進めます。



◆ 都市マス・整開保等の改定のポイント ⇒ 詳細は 別紙 1

■ ポイント①

将来の都市像として「横浜が率先して脱炭素社会を実現する」こと、「各地域の魅力を高め、子育てしたいまちを実現する」ことを掲げ、その実現に向けて「適切な規制緩和などにより投資を積極的に呼び込む」こと、「公共空間の柔軟な利活用によりまちを使いこなす」ことを新たに打ち出しました。

■ ポイント②

協働で都市づくりを進めていくツールとするため、市民生活や企業活動に身近でわかりやすい【経済・暮らし・にぎわい・環境・安全安心】という、5つのテーマで新たに構成します。

◆ 第8回線引き全市見直しの概要 ⇒ 詳細は 別紙 2

市街化区域と同様に既に市街化している区域等の見直しにより、市街化区域が約 146 ヘクタール増加しました。また、都市マス・整開保等の改定を踏まえ、線引き見直しの基本的基準を改定しました。

お問合せ先			
(都市マス・整開保等に関すること)	都市整備局企画課長	森 隆行	Tel 045-671-2007
(線引き見直しに関すること)	建築局都市計画課長	廣澤 美津江	Tel 045-671-2663



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



◆ 都市マス・整開保等の改定のポイント -ポイント①-

未来の都市像として「横浜が率先して脱炭素社会を実現する」、「各地域の魅力を高め、子育てしたいまちを実現する」を掲げ、その実現に向けて「適切な規制緩和などにより投資を積極的に呼び込む」、「公共空間の柔軟な利活用によりまちを使いこなす」を新たに打ち出しました。

【 将来の都市像 】

横浜が率先して脱炭素社会を実現する

2050年の脱炭素化に向けて、都市づくり全般において脱炭素社会の実現に資する取組をより一層推進します。



各地域の魅力を高め、子育てしたいまちを実現する

横浜の多様な魅力をさらに高めることで子育て世代をはじめ、あらゆる世代が成長と豊かさを感じられるまちづくりに取り組みます。



【 実現に向けて 】

適切な規制緩和などにより投資を積極的に呼び込む

持続的な成長を促していくため、適切な規制緩和などにより都市づくりの投資を積極的に呼び込みます。



公共空間の柔軟な利活用によりまちを使いこなす

市民や企業の皆様の優れた取組やアイデアを実現するため、公共空間などを柔軟に利活用していきます。



◆ 都市マス・整開保等の改定のポイント -ポイント②-

協働で都市づくりを進めていくツールとするため、市民生活や企業活動に身近でわかりやすい【経済・暮らし・にぎわい・環境・安全安心】という、5つのテーマで新たに構成します。

⇒ 詳細は関連 HP をチェック



経済

- 1 産業の拠点づくりとブランド強化 都心部での業務機能の強化 など
- 2 革新(イノベーション)と創造(クリエイション)の創出 先端技術の研究開発機能の集約化 など
- 3 ネットワークの強化と戦略的な土地利用 インフラのポテンシャルを生かした戦略的な土地利用 など

暮らし

- 1 多様な暮らしかた・働きかたの実現 働く場や福祉・医療施設などの多様な機能の充実 など
- 2 みんなが活躍できる場と機会の創出 公園や道路などの柔軟な利活用 など
- 3 きめ細かな移動手段の導入等によるアクセス向上 持続可能な地域交通の充実 など

にぎわい

- 1 国内外の来街者を惹きつける、にぎわい拠点の形成 都心部での商業・文化・娯楽・観光機能の集積 など
- 2 市民の愛着を育む、地域のにぎわいづくり 地域ごとの資産・個性を生かしたにぎわいの創出 など
- 3 ワクワクが途切れない、快適な滞在空間・移動環境づくり 都心臨海部の公共空間の積極的な利活用 など

環境

- 1 自然を身近に実感できるまちづくり 水・緑を身近に感じ、新たな交流が生まれるまちづくりの推進 など
- 2 水・緑の魅力を高めるまちづくり 都市と農・緑が共生するまちづくりの推進 など
- 3 持続可能な未来と豊かな生活につながる、気候変動への対応 循環型の都市環境の構築 など

安全安心

- 1 まちの特性に応じた災害への備え 密集市街地での地震火災への対策 など
- 2 災害時の都市機能の確保と円滑な復興 インフラの強靱化や広域防災拠点の整備 など
- 3 日常から「もしも」に備えるまちづくり 日常の取組が災害時にも生きる「フェーズフリー」なまちづくり など

◆ 第8回線引き全市見直しの概要

市街化区域と同様に既に市街化している区域等について線引きの見直しを行い、市街化区域が約146ヘクタール増加しました。

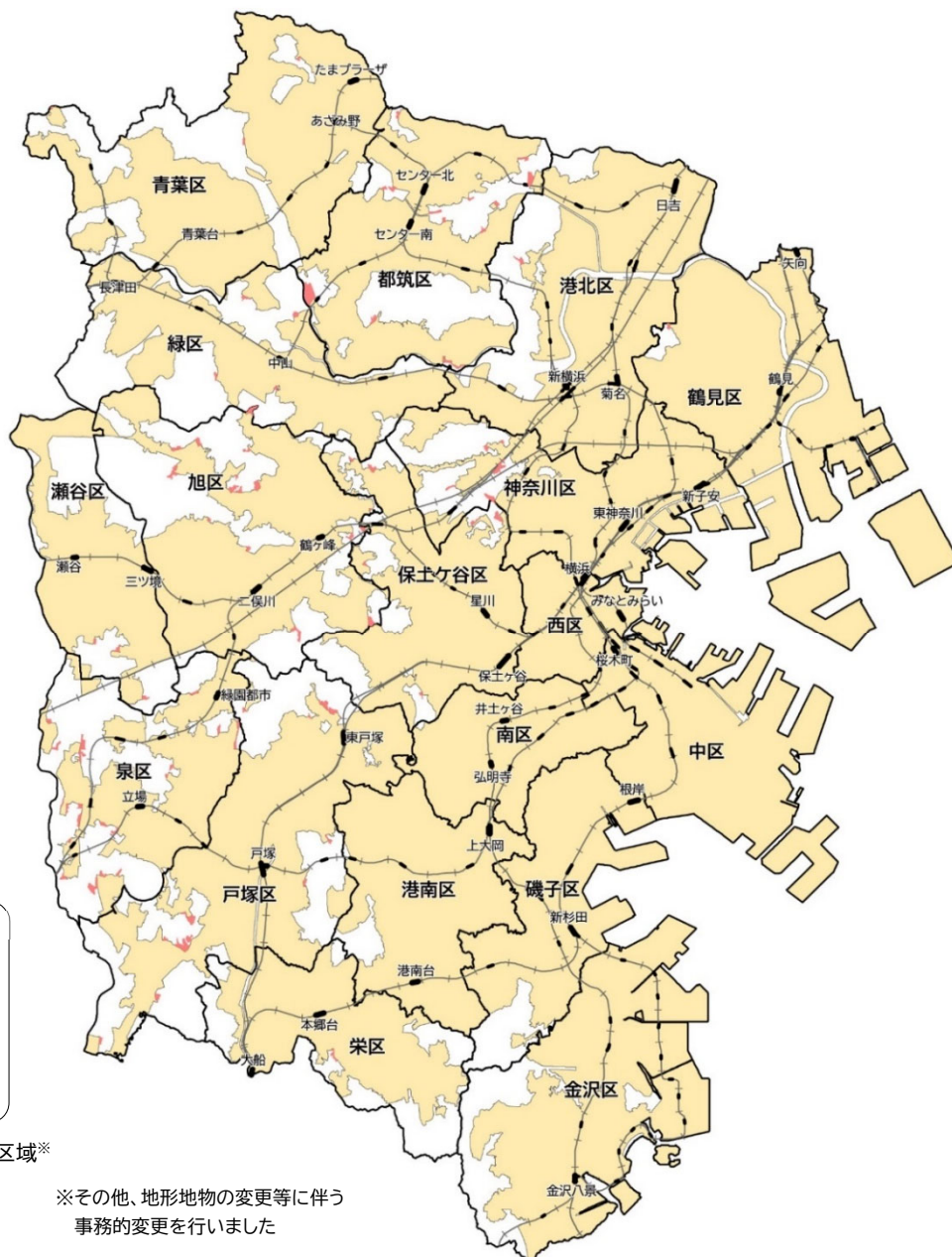
また、都市マス・整開保等の改定の方針を踏まえ、都市づくりのテーマと方針のうち以下の視点を線引き見直しの基本的基準に反映しました。

- ①大学等の再投資や機能強化の推進
- ②道路や鉄道などの立地ポテンシャルを生かした戦略的な土地利用
- ③都市と農・緑が共生するまちづくりの推進

線引き見直しとは

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、整開保に定める方針に即し、市街化区域と市街化調整区域に区分する区域区分の事です。

- 市街化区域
既に市街地を形成している区域 及び
計画的に市街化を図るべき区域
- 市街化調整区域
無秩序な市街化を防止し、市街化を抑制すべき区域



⇒ 詳細は関連 HP をチェック



横浜市 第8回 線引き見直し

検索

- 都市計画を変更する区域※
- 市街化区域
- 市街化調整区域

※その他、地形地物の変更等に伴う
事務的変更を行いました